

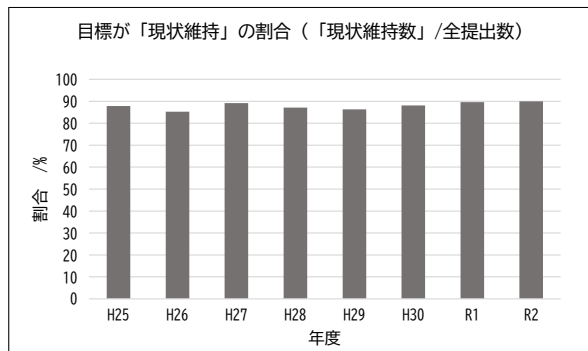
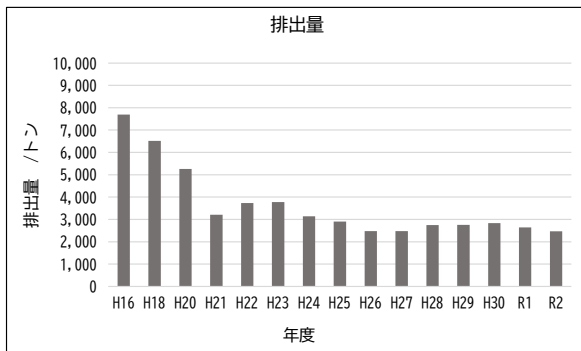
I 化学物質管理目標報告制度

1 目的

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」)のPRTR制度の対象物質について、PRTR制度で求める排出量、移動量に加え、提出前年度の取扱量や提出年度の管理目標(目標達成期間や使用量削減目標)等を報告させる制度。
- 管理目標を立て目標達成に向け取り組むなど、自主管理の推進・定着を図ることで、化学物質の排出削減が進むことを目的とした。

2 現状

- 平成16年から制度を施行し、当初、排出量は減少したが、ここ数年は横ばいとなっている。また、使用量削減目標を「現状維持」とする事業者が約9割となっている。
- 排出量削減にあたり、使用量削減目標を立て、その目標達成への取り組みを促すことによる効果はあったものの、事業者の取り組みが一定程度定着したと考えられる状況になり、制度の目標は達成したものと考えられる。



3 改正事項

- 手続きの合理化を図るため、報告内容を次のとおり見直す。
 - (旧) 化学物質の取扱量、用途、管理目標、前年度の目標達成状況
 - (新) 化学物質の取扱量、用途

(参考 PRTR 制度及び現行の条例第 42 条)

	特定化学物質の環境への把握及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 制度：化学物質の排出・移動に関する情報を国が 1 年ごとに集計し、公表する制度)	条例第 42 条*
対象化学物質	<u>第一種指定化学物質 (515 物質)</u> ○有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するものとして法律で指定。 ○このうち人に対する発がん性等があると評価されている物質は、特定第一種指定化学物質 (23 物質) として指定。	PRTR 制度と同じ (第一種指定化学物質)
対象事業者	<u>法第 2 条第 5 項に定める第一種指定化学物質取扱事業者</u> ○指定される 24 業種に該当し、従業員数が 21 人以上の事業者であり、かつ次の条件に合致する事業者 ・第一種指定化学物質を 1 トン/年以上取扱う事業所を有する事業者 ・特定第一種指定化学物質を 0.5 トン/年以上取扱う事業所を有する事業者 ・特別要件施設 (廃棄物処理施設など) を有する事業者	PRTR 制度と同じ
報告事項	事業所ごとに前年度 1 年間の次の量を報告 ①排出量 (大気、公共用水域、土壌への排出、事業所における埋立処分) ②移動量 (下水道、廃棄物としての移動)	①前年度の取扱量及び用途 ②管理目標と取扱内容 ③目標の達成状況など
報告時期	<u>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで</u>	PRTR 制度と同じ

※横浜市及び川崎市については、県条例は適用除外。相模原市については、権限を市に移譲している。

II 化学物質自主管理状況報告制度

1 目的

- 指定事業所の設置者が、排ガスに含まれる排煙指定物質や排水に含まれる排水指定物質の種類、環境に関する組織体制の整備状況等を、3年に一度報告する制度。
- 過去、自主測定結果の記録改ざんなどが問題となっていた中で、化学物質の自主管理(排ガス濃度の測定義務の把握等)を促すこと、また、行政による事業者の情報把握を目的とした。

2 現状

- 平成16年から制度を施行し、全指定事業所の化学物質の使用状況が把握可能となり、そのデータを活用し、土壌汚染対策等の事業者指導を適切に行ってきた。
- 近年、測定記録改ざんといった不正を覚知することはなく、制度導入により事業者の自主管理への意識が高まってきたと考えている。
一方で、制度運用の中で、化学物質を使用しない指定事業所にまで3年ごとに報告を求める必要性は乏しいことが明らかになってきた。

3 改正事項

- 手続きの合理化を図るため、報告内容を次のとおり見直す。

- (旧) 全指定事業所に3年に1度の報告義務
- (新) 化学物質の排出等がない指定事業所は初回の報告義務のみ

(参考 条例第42条の3)

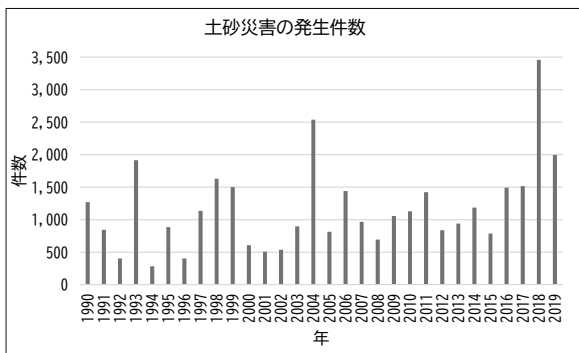
	条例第42条の3*の報告
対象	全指定事業所
内容	排出ガスに含まれる排煙指定物質の種類 排水に含まれる排水指定物質の種類 当該指定事業所で製造し、使用し、処理し、又は保管している特定有害物質(過去において製造していたものを含む。)の種類及びその種類ごとの使用期間 事業活動に伴って発生する炭化水素系特定物質の種類及びその種類ごとの使用履歴 環境に係る組織体制の整備に係る事項
時期	3年に1度

※横浜市及び川崎市については、県条例は適用除外。

III 自然災害増加への対応

1 現状

- 条例第 39 条において、事業者は「化学物質の適正な管理に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、化学物質による環境汚染を防止するために適正な管理に努めることとしており、当該指針において災害に伴う環境汚染の未然防止対策を規定している。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質管理指針においても、災害による被害の防止に係る平時からの取組について努めることとされている。
- 災害対策も踏まえた化学物質の管理計画を作成し、計画書として提出を義務化している自治体が複数ある（東京都、埼玉県、大阪府等）。
- 降雨等による自然災害が増加傾向にある中で、豪雨による浸水や地震による施設の破損といった理由により、化学物質が流出する可能性があり、他の自治体では実際にそのような事態が発生している。



左図 土砂災害の発生件数(出典 国土交通省, 令和元年度防災白書)

右図 油の流出(出典 消防庁, 令和元年度第 1 回危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会資料)

2 課題

条例において、事故時等の措置として関係機関への通報や応急措置を講ずること等を定めているが、未然防止を促進する届出等の制度はない。

3 改正事項

- 災害発生時の環境汚染を未然に防止するため、化学物質の環境中への漏出防止対策を明記した管理計画(書)の作成・提出を義務付ける。

(旧) なし

(新) 災害対策を念頭に置いた管理計画(書)の作成・提出